

共生・公正・創造



東日本タイムズ号外

<http://www1.biz.biglobe.ne.jp/~JRTU-HWU/>

ジェイアール東日本労働組合
〒108-0014 東京都港区芝5丁目33番36号
TEL(NTT)03-3453-2107 (JR)057-2290
発行者/今井 伸 編集者/平 憲治

民主化の声・声・声...

【その47】 2006.3.30

強要否定に躍起の東労組7人組! 第38回公判 2005.10.13

東労組の文書は「話し半分」と必死の屁理屈!

東労組役員らによる「脱退・退職強要事件」の第38回公判は、ヤツダ被告人（当時分会運転士分科会事務長）への検察側質問と弁護側再質問が行われたが、都合の悪い検察側の質問には「記憶にない」「質問の意味がわからない」と逃げの証言を繰り返した。しかし、証拠として採用されている浦和電車区の分会闘争宣言や分会情報・集会のレジメ等には、被害者Y氏に対して「組織破壊者を絶対に許さず、徹底的に追及して組合脱退を迫り、脱退後も無視したり、口を聞かないなど職場に居づらい環境をつくって、退職に追い込む」という分会方針が明確に記載されている。

これに対し弁護側は、わざわざ再質問に立ち、これらの決定的な書証の否定に必死だったが、その理屈づけは笑止千万である。いくら、このような“三流漫才”でごまかそうとしても、今回の公判で書証に以下の記載がある事が明らかになった。東労組は「話し半分」「誇張表現」の運動方針に基づいて組合活動を行っているともいうのか！それとも分会役員の主観に依拠して運動方針を提案するのが動労型労働運動の継承なのか！いい加減、事実を認めて罪を償いなさい！

～ヤツダ被告に対する弁護側の本人再質問（一部要約抜粋）～

- （弁護人）組合が一般の組合員や他労組にオープンにする文書の記述を、被告はどう受け取っているか
 （被告人）私は話し半分に受け取っていた
 （弁護人）成果を強調してアピール性を高めるものと
 （被告人）そのように捉えていた。全部事実が述べられているものとは思わなかった
 （弁護人）組合がメーデー参加人数を主催者発表するが、その数字は正しいのか
 （被告人）正しくないと思う
 （弁護人）主催者側の説明を額面通り受け取れないという意味では、組合文書も額面通り受け取れない同じようなものかということか
 （被告人）そうだ
 （弁護人）昨年までプロ野球の観客が何千人と発表しても、実際のスタンドはまばらであるように、主催者発表と実数とが大きく違っていたが、それと同じようなことか
 （被告人）そうだ

民主化の声・声・声・・・（続く）